

規 則

埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第七号

埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例施行規則（平成二十四年埼玉県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第四項」を「第五項」に改める。

第二十一条中「同条第五項」を「同条第四項」に改め、「及び第四項」を削る。

第二十二条第一項第三号口中「第二十三条第一項」を「第二十三条第一号」に改め、同項第七号中「（その金額が二百万円以下の場合に限る。）」を削る。

第二十三条中「第十二条第六項」を「第十二条第五項」に改める。

第二十四条第四項を削る。

第二十六条中「様式第八号」を「様式第七号」に改める。

第二十九条中「第二十一条第一項」を「第二十一条」に改める。

第三十条中「様式第九号」を「様式第八号」に改める。

様式第七号を削り、様式第八号を様式第七号とし、様式第九号を様式第八号とする。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第三条第一項、第十二条第一項第三号口及び第二十九条の改正規定は、公布の日から施行する。